

茨城県報

号 外

昭和47年1月26日

水 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

公 告

●昭和46年度あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師試験の実施

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項の規定によるあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師の試験を次のとおり実施する。

昭和47年1月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 試 験 期 日

- (1) 学科試験 昭和47年3月5日(日曜日)午前9時30分から
- (2) 実地試験 昭和47年3月4日(土曜日)3月6日(月曜日)午前9時から
(実地試験においては、上記期日のうち指定する日)

2 試 験 場 所

- (1) 学科試験 常磐女子高等学校 水戸市新荘3-2
- (2) 実地試験 茨城県農協会館 水戸市梅香1-1-4

3 受験願書の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 昭和47年2月1日から昭和47年2月15日までとする。
- (2) 受付場所 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県衛生部医薬務課医事係
- (3) 出願に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日午前9時から午後5時までとする。
- (4) 出願に関する書類を郵送する場合は、上記期間中に到着するよう書留郵便等適宜の方法により送付すること。ただし、2月15日までの消印のあるものについては、有効とする。
- (5) 出願に関する書類は、受付後は返戻しない。

4 受 験 資 格

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項の規定による文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩、マツサージ又は指圧について2年以上、はり又はきゆうについては4年(学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項の規定により大学に入学することができる者にあつては2年)以上解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者(昭和47年3月までに修得見込の者を含む。)

5 出願に関する書類

- (1) 受験願書 1通(第1号様式)
- (2) 履歴書 1通(第2号様式)
- (3) 4に掲げる学校又は養成施設の卒業(見込)証明書又は修了(見込)証明書 1通
- (4) 写真(出願前6カ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものを台紙にはること。(第3号様式))
- (5) 戸籍の抄本 1通 発行の日から6カ月以内のものとする。
- (6) 学科試験共通科目免除申請書 1通(第4号様式)

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けようとする者で、その学科試験科目中共通なものについてその一方の試験の免除申請をしようとするものは、学科試験共通科目免除申請書を受験願書に添付して提出すること。

- (7) 受験科目免除申請書 1通(第5号様式)

はり師試験又はきゆう師試験に合格している者で、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験を受けようとする者が、すでに受験した科目の試験の免除を受けようとする場合に提出すること。

- (8) 受験手数料 1種目 2,000円

(ア) 県内の受験者は、茨城県収入証紙を受験願書の余白にはること。この場合消印しないこと。

(イ) 県外の受験者は、上記の証紙をはるかわりに1種目につき2,000円を添えることもできる。

(ウ) 受付後は、受験手数料を返戻しない。

- (9) 出願に関する書類の提出にあたっては、次の点に留意すること。

受験願書に記載する氏名は、戸籍に記載されているものを使用するとともに氏名にふりがなをつけること。

6 試験種目および試験科目

- (1) あん摩マッサージ指圧師試験

(ア) 学科試験(点字によることができる。)

解剖学、生理学、病理学、衛生学(消毒法を含む。)、症候概論、治療一般、あん摩マッサージ指圧理論、医事法規

(イ) 実地試験

あん摩マッサージ指圧実技

- (2) はり師試験

(ア) 学科試験(点字によることができる。)

解剖学、生理学、病理学、衛生学(消毒法を含む。)、症候概論、治療一般、漢方概論(経穴に関することを含む。)、はり理論、医事法規

(イ) 実地試験

はり実技

(3) きゅう師試験

(ア) 学科試験(点字によることができる。)

解剖学, 生理学, 病理学, 衛生学(消毒法を含む。), 症候概論, 治療一般, 漢方概論
(経穴に関することを含む。), きゅう理論, 医事法規

(イ) 実地試験

きゅう実技

7 受験票の交付

受験願書を受理したときは, 直接又は学校養成所施設長を経由して受験票を交付する。

8 合格発表

合格者については, 3月中旬合格者に通知する。

9 その他

(1) 試験当日持参するもの

(ア) 受験票

(イ) 筆記用具(点字具)

(ウ) 上ばき

(2) 疑問の点があるときは, 茨城県衛生部医薬務課に問い合わせること。

電話 (0292) 21-8111 内線 579

第1号様式

収 入 証 紙

受 験 番 号
第 号

(あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゆう師) 試験願書

(あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゆう師) 試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

本 籍 (国籍)

住 所

ふりがな
氏 名

印

年 月 日生

茨城県知事 岩上二郎殿

1 受験区分 (筆記・点字)

2 晴眼、盲、半盲別 (晴眼・盲・半盲)

※ () の中は該当するものを○でかこむこと。

はり師及びきゆう師試験を同様に受ける場合は、提出書類は1通でよいものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

第 2 号様式

履 歴 書

本 籍

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日生

学 歴

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

職 歴

年 月

年 月

賞 罰

上記のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

氏 名

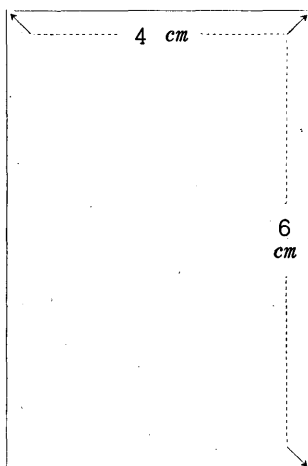


備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

第3号様式

受 験 番 号
第 号

師



氏 名

性 別 男 女 年 令 歳

昭和 年 月 日 撮影

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

第 4 号様式

学科試験共通科目免除申請書

はり師及びきゆう師試験を同時に受験したいので、学科試験中の共通科目の一方を免除願いたく申請します。

昭和 年 月 日

申請者住所

氏名

㊞

茨城県知事 岩上二郎殿

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B 5 とすること。

第5号様式

受験科目の免除申請書

別添証明書の写しのとおり、はり師試験(きゆう師試験)に合格しているので(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師)試験科目中既に受験した科目を免除されたく申請します。

昭和 年 月 日

申請者住所

氏名

印

茨城県知事 岩上二郎殿

添 付 書 類

試験合格証明書の写し(原本と相違ない旨の医薬務課又はもよりの保健所の証明及び照合を受けたもの)

※ () の中は、該当するものを○印でかこむこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所